

# 個人住民税（市民税・県民税）の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されることとなりました。

## 対象となる方

○ 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割が課税されている方

※ 個人住民税が非課税の方、個人住民税均等割及び森林環境税のみ課税の方は、定額減税の対象にはなりません。

## 減税額

○ 本人、控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円を所得割額から控除

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

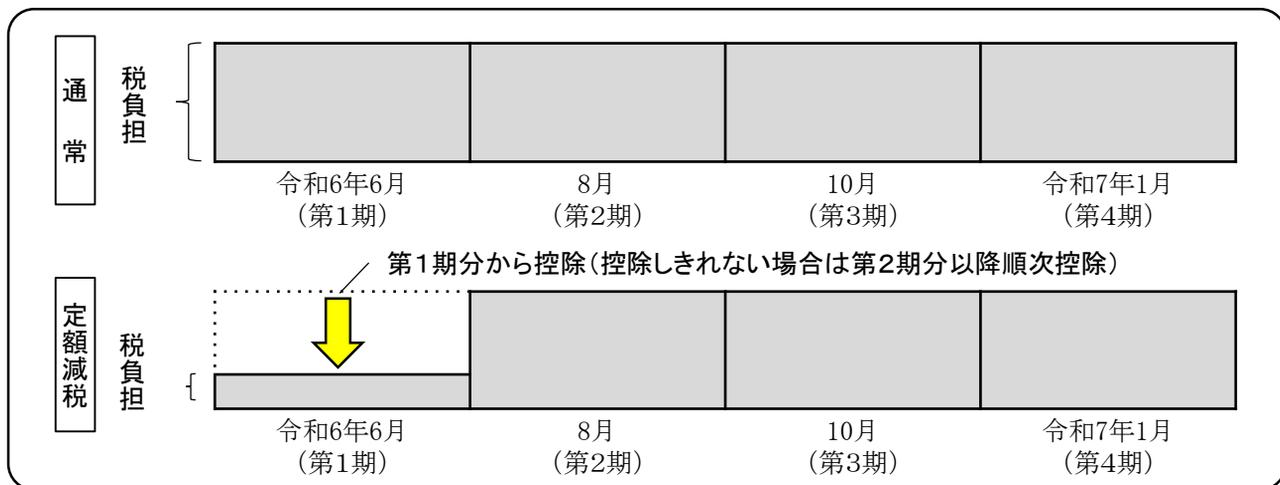
※2 控除対象配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

## 控除方法（令和6年度分）

※ 複数の徴収方法で住民税を納める方の控除方法は、下記のとおりにならない場合があります。

### ① 普通徴収（納付書又は口座振替等で納付）

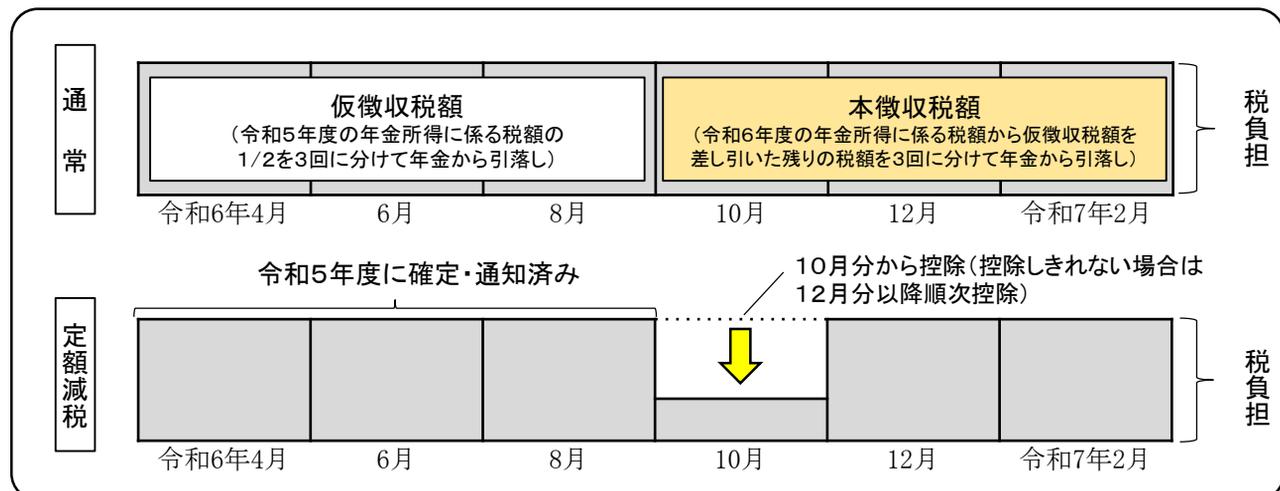
➢ 第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次控除されます。



### ② 公的年金等の所得に係る特別徴収（年金からの引落し）

【令和5年度から引き続き年金特別徴収の対象となっている方】

➢ 令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

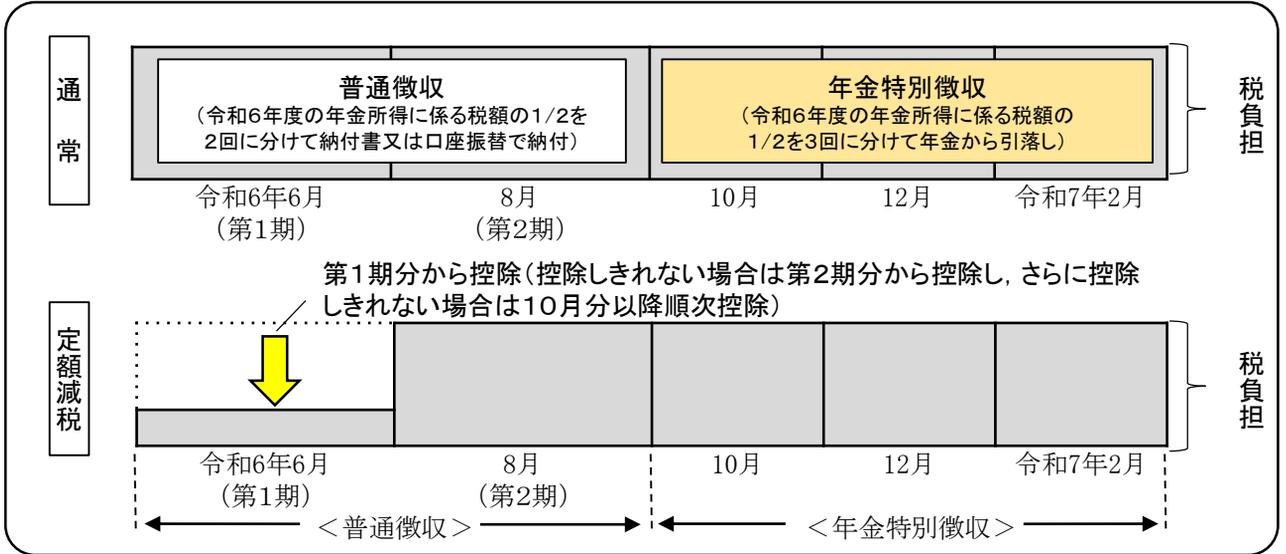


裏面につづく

## 控除方法（令和6年度分） つづき

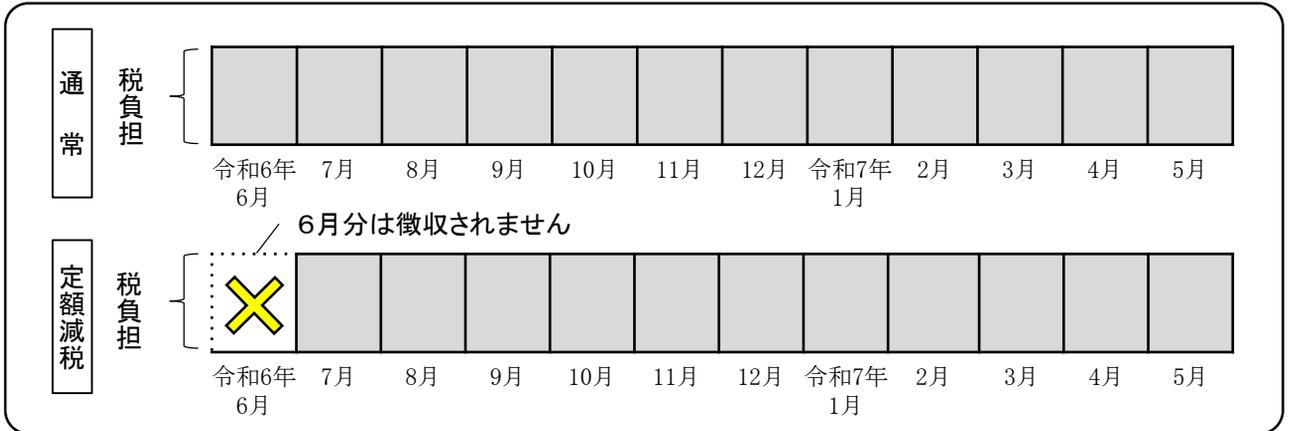
### 【令和6年度から初めて(改めて)年金特別徴収の対象となった方】

- 普通徴収第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分の税額から控除され、さらに控除しきれない場合は、10月分以降の年金特別徴収税額から順次控除されます。



### ③ 給与所得に係る特別徴収（給与からの徴収）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収されます。



## そ の 他

- 減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載しています。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての税額控除が行われた後の所得割額から控除されます。
- 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において定額減税（1万円）が行われます。
- 令和6年度分の個人住民税や令和6年分の所得税における定額減税で、控除しきれない金額がある場合は、個人住民税と所得税の控除しきれない金額を合算し、1万円単位で切り上げた額が調整給付として支給されます。対象となる方への通知は7月中旬頃から順次発送を予定しています。
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)をご参照ください。（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）
- 給付金の詳細は内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html)」をご参照ください。（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>）

